

住宅地に於ける景観の相貌と変容その4

住宅地の街路特性に関する考察

正会員 ○ 渡辺 治*1

同 高橋 鷹志*2

■ 目的

住宅地の街路が一般化・一律化されて扱われる傾向があるが、どのような街路が実在しているのかを、人間行動観察や「しつらえ」の表出により明確化し、より詳細な街路計画の為の示唆を得ようとする。

■ 調査対象地区と研究の方法

対象とした地区は東京の東急東横線元住吉駅から400～500m内に位置し、商店街の裏手に当たる大小合わせて6街区の街路である。行った調査は以下である。

1. 各街路の交通内容をカウントする。(約1時間)
2. 路上へのあふれだしを拾い出す。(鉢植を含む)
3. 緑やしつらえ行為を拾い出す。(遮蔽を区別)
4. 路上の人間活動をプロットする。

(同じ経路を何周か辿り、記録し、重ね合わせる)

■ 調査結果の読み取り

○ 交通内容 図-1

L, G: 車特に多いが、歩行者・自転車利用少ない。
F: 車、地区外歩行者による通り抜けが多い。
O, E: 子供・学生による公園、学校への通り抜けが多い。
D, C, J, H: 地区内、街路内居住者による利用が多い。
A-B-K-I-G, A-N-I-G 経路: 地図の左上から右下にかけて歩行者数減少の傾向、自転車数I+B=I、K, J 当たりで自転車と歩行者の交通量が逆転→駅から450m近辺で歩行するより自転車に頼る者が増える。

○ 路上あふれだし 図-2

路上駐車: F-商業車駐車、I-共同住宅関連の路上駐車
B-周辺居住者関連の路上駐車が顕著(道路幅が影響)
自転車・バイク駐車: F-商店街関連の駐車、引き込み街路-街路私物化による駐車、D: 私的通り抜け街路で私物化進行による駐輪、共同住宅前が局部的に多い
鉢植え・物置場: 庭なし戸建て住宅、引き込み街路で多く発生。C街路特にP点で道路の反対側の塀沿いに配列し、C街路の私的性格が理解できる。

○ しつらえ行為 図-3

A, B, I の様な歩行者の多い街路で外を意識した庭づく

りが多く発生している(しつらえ行為)

K, O の私的性格の強く細い街路は謝絶するような植栽や囲いを配している。

G の車交通の激しい街路は謝絶的境界線を形成する。
局部的に共同住宅やミニ開発住宅は庭(しつらえ空間)や展示的しつらえ行為を持たない。

○ 路上活動(定常的活動) 図-4

B: 共同住宅の居住者が車等の手入れの場として利用。

引き込み街路上: 子供が一人で遊ぶ、作業空間。

A: 街路上主婦立ち話し-地区内・外歩行者の合流点で別れる地点(橋の袂)で多く発生している。

D: 街路上子供遊び+主婦の会話-主婦が街路に蓋をする形で立ち話しをし、子供を遊ばせる(街路の私物化)

■ 各街路の特徴

A: 地域コミュニティ街路-地区外通り抜けが多く、立ち話しが多く発生し、それに対するしつらえ行為が発達している。桜並木、水路が環境として働いている。

B: 通り抜け街路-地区外の通り抜けが多いが立ち話しは発生せず、地域住民による路上従者が顕著。

C: 界限・弱私物化道路-界限人の利用が多く、路上へのあふれだしによる私物化が進行している。植栽等によるしつらえは遮断形式が多い。

D: 私物化道路-車通りがなく、主婦や子供の路上活動の場、駐輪の場となっており、私的性格が強い。

E: 界限通り抜け街路-界限人による通り抜けが多いが交通量が多い道路に接続し路上プレイはない。

F: 通り抜け歩行者・車混雑街路-商店街であり、地区外の通り抜けが多く、車と混在している。

G: 車両専用街路-車量が多く、歩道が整備されているが、歩行者・自転車の通り抜けに使用されない。

H: 界限街路-経路上通り抜けがなく、道路に接する居住者による独占的道路(引き込み道路と同性格)

I: 車・人通り抜け街路-人・車の通り抜けが多く混在状態、共同住宅関連路上駐車や車清掃行為が多い。

J: 界限通り抜け街路-経路的に他地区通り抜け上不

合理、学生・買い物の主婦による通り抜け使用が多い。

K：通り抜け道路-Bからの通り抜けと境界の通り抜けが多く、街路側に遮断した家が多く生活感がない。

L：車両専用街路-車両が多く、駅に近い為通り抜けが多いが、通勤者・学生が多く路上活動は生じない。

M：境界通り抜け・通勤街路-通行量の割に路上交通内容が通勤者が多いので路上活動が生じていない。

N：通り抜け街路-形態的にはAに準じるが、活動的にはB道路と同様な性格（路上活動が生じない）

O：境界通り抜け街路-K, O, Eの繋がりには境界人の利用する経路で学校や公園が目的物となっている。

■まとめ

以上により、①街路の私物化と「しつらえ」行為が対となって生じていること、②路上活動は、経路や通り抜けに関連して生じていること、③共同住宅、ミニ開発住宅が以上の範疇からはずれた独自の街路使用傾向を持っていること、等が重要な指摘事項として挙げられる。また、住宅地街路空間が人間活動上、景観構成上種々の特性を有していることが理解でき、一律的に地区に施される壁面線指定等の規制による街路計画が不適当であることが言えよう。街路の特性を考慮し独自性を生かした計画の場が設定されることが望まれる。

※「しつらえ」は外を意識した行為で、庭づくり、家の構え、立面まで含む

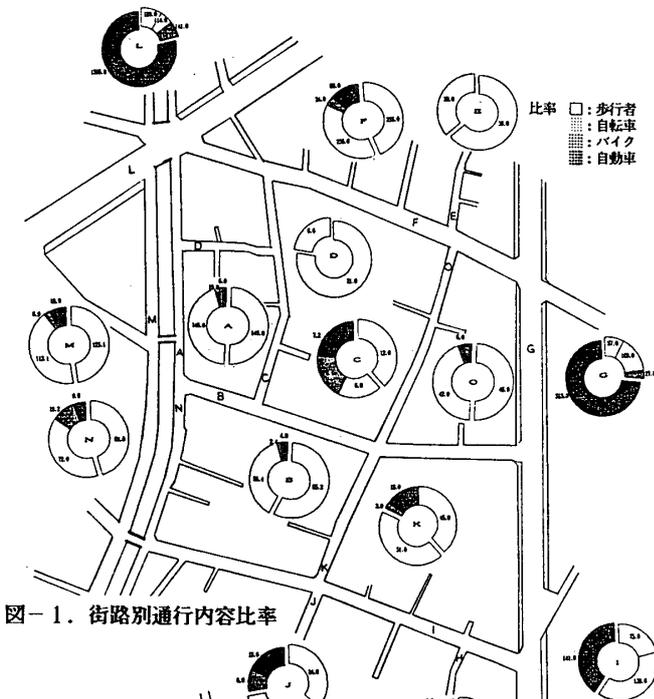


図-1. 街路別通行内容比率



図-3. 植栽分布



図-2. 路上あふれだし分布



図-4. 路上活動発生箇所

* 1 東京大学大学院 * 2 東京大学教授 (工博)